

# 令和2年度 第2回五軒市民センター運営審議会

◇日時 令和3年2月18日（木） 午前10時から

◇場所 五軒市民センター 1階101会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和2年度五軒市民センター事業報告について

(2) 令和3年度五軒市民センター事業計画（案）について

(3) その他

4 閉 会

## 水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(順不同)

		氏 名	団体等名及び役職名
1	会 長	金 成 滋	ふあいぶたうんコミュニティ 会長
2	副会長	川又 哲男	ふあいぶたうんコミュニティ 役員
3	委 員	市毛 則之	五軒小学校PTA会長
4	委 員	橋川 幸子	五軒女性会役員
5	委 員	北澤 安芸	ふあいぶたうんコミュニティ 役員
6	委 員	田口 廣巳	水戸市立五軒小学校校長

◇任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

## (1) 令和2年度 五軒市民センター事業報告

### ☆クラブ

講座名	講師	対象	会員数	内容	開催日	回数	開講日
茶道	藤田 宗邦	一般成人	8	茶道を初歩から学び日本の文化を学ぶ	第1・3 火		活動なし
健康とヨガ	谷 中 碧	一般成人	14	心身を穏やかに健康づくり	第1・3 火	15	6月2日
やさしい囲碁	高野 惣一	一般成人	23	初歩から上級まで一緒に囲碁を学ぶ	第1・2・3 火	20	7月7日
写真くらぶ	橋 本 實	一般成人	16	毎月撮影会と勉強会を行いながら、基礎から学ぶ	第3 水	7	6月17日
ベシクダンス	鳥羽 桂子	一般成人	12	ダンスのフットワークを基本から学ぶ	第1・3 水		活動なし
MIXビクス	櫛田 かほり	一般成人	10	音楽に合わせて動き、体幹や心肺機能を高める	第1・3 木	11	7月2日
楽しいカラオケA	上杉 京子	一般成人	11	美容と健康に楽しく唄う	第1・3 木	8	7月2日
実践ボールペン字	高荷 秀麗	一般成人	12	美しい実用的なペン字に楽しみ、楽しい手紙を書く	第2・4 木	12	6月11日
楽しいカラオケB	上杉 京子	一般成人	10	楽しく唄う	第2・4 木	8	7月23日
絵手紙	平戸 昌子	一般成人	5	創作絵手紙の楽しさを学ぶ	第1・3 金		活動なし
中高年のビューティーストレッチ	ム ツ コ	一般成人	12	必要な筋肉を鍛え、健康で若々しい姿勢を作る。健康のためのストレッチ	第2・4 金	15	6月12日
How To カラオケ	上杉 京子	一般成人	18	脳の活性化、心も癒され楽しく歌う	第2・4 金	9	7月10日
五軒歩こう会	代表者 小泉 弘之	一般成人	46	健康な歩き方・水戸を知る	第4 日	5	9月27日

### ☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わくわく学級	未就学児と保護者					中止
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	1月28日	家庭教育講演会		中止
	未就学児の保護者					中止

### ☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1		水戸郷土かるた地区大会		中止

### ☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1		三世代交流ペタンク・ワナゲ	地区スポレク部会	中止

### ☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区女性教養講座	成人女性	4	7月15日	開講式 いきいき出前講座 ～新時代の片付け術～	消費生活センター 緒方瑠美子	26
			9月16日	デコパージュ教室	山崎 由紀	16
			10月21日	講話「源氏物語女人絵巻 弐」	坂本 京子	20
			11月9日	閉講式・手芸教室	潮田 洋子	19

### ☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月22日	開講式・らくらく健幸運動教室	NPO 法人ちいきの学校 鈴木 直昭	36
			9月30日	勾玉づくり	埋蔵文化財センター	中止
			10月28日	移動学習		中止
			11月18日	閉講式・講話「名字の謎を解く！名字の歴史と由来」	高信 幸男	25

### ☆成人教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
成人講座	地区住民	1				中止

### ☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月8日	作品展示・芸能発表		中止

### ☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	主管	参加人数
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1		団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会	中止
市民運動会	地区住民	1		運動会	地区スポレク部会	中止
水戸漫遊マラソン応援	地区住民	1		水戸漫遊マラソン応援	地区スポレク部会	中止
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月12日	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会	各町 内会
流しびな作り	地区住民	1		流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員	中止
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月6日	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会	中止

## (2)令和3年度 五軒市民センター事業計画（案）

### ☆クラブ

講座名	講師	対象	内容	開催日	継続人数	募集人数	開講日
茶道(裏千家)	藤田 宗邦	一般成人	茶道を初歩から学び日本の文化を学ぶ	第1・3 火	8	3	5月11日 延期あり
健康とヨガ	谷 中 碧	一般成人	心身を穏やかに健康づくり	第1・3 火	14	2	5月11日
やさしい囲碁	高野 惣一	一般成人	初歩から上級まで一緒に囲碁を学ぶ	第1・2・3 火	25	5	5月11日
写真くらぶ	橋 本 實	一般成人	毎月撮影会と勉強会を行いながら、基礎から学ぶ	第3 水	17	4	5月19日
ベシクダンス	鳥羽 桂子	一般成人	ダンスのフットワークを基本から学ぶ	第1・3 水	12	未定	5月12日
MIXピクス	櫛田 かほり	一般成人	音楽に合わせて動き、体幹や心肺機能を高める	第1・3 木	10	未定	5月13日
楽しいカラオケA	上 杉 京子	一般成人	美容と健康に楽しく唄う	第1・3 木	11	5	5月6日
実践ボールペン字	高 荷 秀麗	一般成人	美しい実用的なペン字に楽しみ、楽しい手紙を書く	第2・4 木	12	未定	5月13日
楽しいカラオケB	上 杉 京子	一般成人	楽しく唄う	第2・4 木	10	3	5月13日
中高年のビュウテ ィーストレッチ	ム ツ コ	一般成人	必要な筋肉を鍛え、健康で若々しい姿勢を作る。健康のためのストレッチ	第2・4 金	12	3	5月14日
How To カラオケ	上 杉 京子	一般成人	脳の活性化、心も癒され楽しく唄う	第2・4 金	18	5	5月14日
五軒歩こう会	代表者 小泉 弘之	一般成人	健康な歩き方・水戸を知る	第4 日	46	5	5月23日

## ☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
わくわく学級	未就学児と保護者	未定	未定	未定	未定
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	1月	家庭教育講演会	未定
	未就学児の保護者	未定	未定	未定	未定

## ☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
子ども教室	地区内小学生	1	未定	未定	未定
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1	1月	水戸郷土かるた地区大会	未定

## ☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1	6月	三世代交流ベタンク・ワナゲ	地区スポレク部会

## ☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区女性教養講座	成人女性	4	7月	開講式・未定	未定
			9月	未定	未定
			10月	未定	未定
			11月	閉講式・移動学習	未定

## ☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月	開講式・未定	未定
			9月	未定	未定
			10月	移動学習	未定
			11月	未定・閉講式	未定

### ☆成人教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
成人講座	地区住民	1	未定	未定	未定

### ☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月	作品展示・芸能発表	

### ☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	主管
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1	7月	団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会
市民運動会	地区住民	1	10月	運動会	地区スポレク部会
水戸漫遊マラソン応援	地区住民	1	10月	水戸漫遊マラソン応援	地区スポレク部
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会
流しびな作り	地区住民	1	2月	流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会



### (3)その他

## 令和2年度みと文化交流プラザ使用状況報告書

令和3年1月末現在

室名区分		市民センター	社 教	市	県	その他	合 計
ホ ー ル	件数	40	0	28	3	28	99
	人員	333	0	1,122	211	1,340	3,006
和 室	件数	33	0	1	1	293	328
	人員	423	0	6	8	2,105	2,542
会 議 室	件数	55	46	78	33	1,709	1,921
	人員	611	535	957	339	14,476	16,918
調 理 室	件数	0	0	1	0	2	3
	人員	0	0	5	0	16	21
累 計	件数	128	46	108	37	2,032	2,351
	人員	1,367	535	2,090	558	17,937	22,487
館 主 催 事 業	件数	0					0
	人員	0					0
館 共 催 事 業	件数		5				5
	人員		28				28
累 計	件数	0	5				5
	人員	0	28				28
合 計	件数	128	51	108	37	2,032	2,356
	人員	1,367	563	2,090	558	17,937	22,515

#### 利用人数累計

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累 計
館 内	49	0	1,991	3,774	2,001	2,414	3,894	4,223	3,222	919	0	0	22,487
館 外	0	12	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	28
合 計	49	12	2,002	3,779	2,001	2,414	3,894	4,223	3,222	919	0	0	22,515

#### 利用人数経年変化

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
合 計	27,696	24,943	126,402	35,906	89,299	88,635	23,043	77,964	75,052	75,425	77,368	63,961

※20年度・21年度：五軒公民館

※22年度：みと文化交流プラザへ総称変更（五軒市民センター・勤労青少年ホーム・勤労女性センター）となり現在の場所へ移転

※23年度：震災により市役所機能の一部が移転（4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所、5階6階に議会事務局）

※24年度・25年度：4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所

※26年度：6月～耐震補強工事により中央ビルにて業務

※27年度：工事終了により現在の場所にて業務再開

※令和2年3月，4月，5月及び令和3年1月：新型コロナウイルス感染症対策により市民センター利用制限

# 水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(管理譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条に規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。